

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして、平成 24 年 7 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されています。

今般、平成 29 年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、同ガイドラインの改訂を行い、4 月 1 日より適用する旨、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。